

(2) 24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施する。

(3) 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例による。ただし、脳ドックについては、3年に1回の助成とする。

国保直営診療所は、赤城村のみに設置されていますが、診療実績等を考え当分の間存続し、合併後統廃合等を検討することとしました。

電話健康相談については、渋川市と伊香保町で行っています。健康は日頃からの健康指導等が重要ですので、新市でも継続して行っています。

#### 4 福祉医療助成事業

(1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、合併時に調整することとする。

各市町村とも制度に相違がありますが、サービス水準を低下させないよう合併時に調整します。

### ごみ処理事業

#### 調整方針

- 1 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橋村の例による。
- 3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一する。

家庭系ごみ収集等については、6市町村により相違がありますが、現行のとおりとし、新市において行政サービスの公平性の確保等を考えながら調整します。

資源ごみ集団回収についても、6市町村により実施団体、報奨金の額等に相違がありますので、合併後速やかに調整します。



家庭用一般廃棄物の排出について

		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
ごみ収集頻度	可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回
	不燃ごみ	月2回	週1回	月1回	月1回	月2回	月2回
	粗大ごみ	年4回	月2回	年2回	年1回	年1回	年2回
	リサイクルごみ	月2回	月2回	月1回	月1回	月2回	月1回
指定袋等		指定袋シール	指定袋シール	指定袋	指定袋	指定袋シール	指定袋

平成15年3月31日現在

### 交通関係事業

#### 調整方針

- 1 バス運行については、合併時は現行のとおりとする。

2 バス利用促進対策については、合併時に統一する。

住民の皆さんの足として必要ですので、すべて現行のまま新市に引き継ぎます。

バス利用促進敬老割引制度は、渋川市・赤城村及び北橋村で実施されています。補助額に差があるため、合併時に統一することとしました。



### 環境対策事業

#### 調整方針

- 1 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、新市において策定する。
- 2 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
環境基本計画については、渋川市と赤城村で策定されています。良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を検討する際に基本となる重要な計画ですので、新市において策定することとしました。

### 各種福祉制度

#### 調整方針

- 1 各種福祉制度については、次のとおり調整する。
  - (1) 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期（平成17年度）に策定する。
  - (2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。  
ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一する。  
また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとする。

障害者計画は渋川市と赤城村で策定されています。また、高齢者保健福祉計画は6市町村とも介護保険事業計画と一体で策定されています。両計画とも新市において策定することとします。

介護慰労金、敬老祝金及び長寿者顕彰については、6市町村により支給基準等に相違がありますので、渋川市の例により統一します。なお、渋川市については、敬老祝金を年齢の節目において支給しています。

- 2 その他福祉事業については、次のとおり調整する。

- (1) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。
- (2) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一する。